

# 社会福祉法人 星和会 役員等費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人星和会法人業務に伴う役員・評議員・評議員選任解任委員・第三者委員に対する費用弁償について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員、選任解任委員、第三者委員は、無報酬とする。

## (業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会への出席
- (2) 評議会への出席
- (3) 選任解任委員会への出席
- (4) 監事による定期または臨時監査
- (5) 行政機関による監査の立会
- (6) 役員の研修会への参加及び他施設の視察業務
- (7) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (8) その他理事長が必要と認めた業務

## (費用弁償)

第4条 前条の(1)から(3)の業務の場合は費用弁償として次の表に定める額を支給するものとする。

区 分	1日あたりの額
日当として	3,000円
交通費として	3,000円

理事及び監事外で決算時に内容を説明をして頂く方に費用弁償として10,000円支給する。

## (適用除外)

第5条 施設職員であって法人役員等を兼務する者については、第2条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。

この場合は、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

## (雑則)

第6条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

## 附則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 3月 7日から施行する。